

日光市移住促進住宅取得補助金

日光市外から移住する方に住宅の新築・取得費の補助を行います。
ただし、予算額に達した時点で申請受付を終了します。

| | | | | |
|--|---|--------------------------------------|--------------------|---|
| 住宅の新築・取得に関する補助 ◆ 新築 20万円 ◆ 中古 10万円 | + | 子育て世帯 5万円 (転入した日において18歳未満の子がいる場合) | 補助合計 最大 30万円 |  |
| | + | 立地適正化計画居住誘導区域 5万円 | | |

【対象者】

- ① 市内に住宅の新築又は中古を購入した方（所有権を2分の1以上有している。）
- ② 転入日に配偶者を含め、年齢が満45歳以下の方（子育て世帯の場合はこの限りではありません。）
- ③ 転入前の2年間に日光市に住民登録のない方
- ④ 取得した住宅に5年以上定住することを誓約した方（自分が住むために購入した住宅である必要があります。）
- ⑤ 直近で市税を滞納していない方（各年度の課税基準日における住所地の市区町村からお取り寄せください。）
- ⑥ 自治会に加入している方

【交付申請できる期間】

補助対象住宅に住所を移した日から1年以内（ただし、転入してから前後1年間の取得に係る売買契約又は工事請負契約を締結した住宅である必要があります。）

【日光市移住促進住宅取得補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に添付する書類】

- ・世帯全員の住民票の写し（日光市役所市民課で取得）
- ・移住元の世帯全員の住民票の除票の写し
（転入前に住んでいた市区町村市民課で取得。本籍・筆頭者欄・続柄が記載してあるもの）
- ・直近の市税を完納していることを証する書面
(1月1日時点で居住の市区町村税務課で取得)
- ・自治会加入証明書（様式第2号）
- ・住宅の取得に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し
- ・住宅の取得に係る費用を支払ったことが確認できる書類の写し
- ・定住誓約書（様式第3号）
- ・預金通帳等表紙の写し（口座名義人・口座番号がわかるもの*電子データの写しでも可）
- ・その他市長が必要と認める書類

※ 補助金の交付申請日から3年未満で転出した場合など、補助金を返還しなければならない場合があります。